

## 「今後の議論のための検討資料」について

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

幹事 田岡 直博

### 第1 検討資料に対する質問及び意見

- 1 「今後の議論のための検討資料」（以下「検討資料」という。）は、三巡目の議論のために法務省事務当局が作成したものであると認識しているが、配付資料5「論点整理（案）」の14項目のうち、7項目（4、5、6、7、11、12及び14）が大項目ごと削除されている。3項目（1、8及び9）は、大項目は残っているが、小項目が削除されている。まずは、項目の削除（取捨選択）の方針及びこれらの項目が削除された理由を説明していただきたい。
- 2 削除された項目のうち、少なくとも、1(3)（再審請求の準備段階における閲覧・謄写）、1(5)（裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理）、1(6)（証拠物の証拠価値の保全・鑑定）、4(1)（刑事訴訟法第435条第6号）、7(1)（国選弁護制度）、8(2)（期日指定）及び8(9)（期日の公開）は、他の項目と密接に関連するために、三巡目の調査審議においても、法制化に向けた検討を行っていただきたい。
- 3 その上で、三巡目の調査審議を行った結果、本部会の調査審議にかけられる時間の制約から、法制化の要否及び規定の在り方について合意に至らなかった場合には、継続審議事項として、調査審議の結果に付記することを検討していただきたい（法制審議会－新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」の「第4 今後の課題」参照）。
- 4 また、法制化には馴染まないが、最高裁判所規則、法務省令又は法務大臣訓令の改正若しくは依命通知の発出等により、運用の改善を図ることができる項目については、その旨を調査審議の結果に付記することを検討していただきたい（14の被害者等通知制度を含む。）（同「第3 附帯事項」参照）。

### 第2 検討資料で、削除された項目

※ 項目番号は、配付資料5「論点整理案」による。

- |   |
|---|
| 1 再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写 |
|---|

- (3) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写に関する規律を設けるか
- (5) 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理に関する規律を設けるか
- (6) 証拠物の証拠価値の保全・鑑定に関する規律を設けるか

#### 4 再審開始事由

- (1) 刑事訴訟法第435条第6号の規定を改めるか
- (2) 死刑判決について、量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とするか
- (3) 手続の憲法違反を再審開始事由とするか
- (4) 刑事訴訟法第437条の規定を改めるか

#### 5 再審請求事件の管轄裁判所

- 再審請求事件の管轄裁判所を確定審の第一審裁判所とするか

#### 6 再審請求権者の範囲

- 再審請求権者の範囲を拡大するか

#### 7 弁護人による援助

- (1) 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度を創設するか
- (2) 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律を設けるか

#### 8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

- (2) 期日指定に関する規律を設けるか
- (3) 請求理由についての陳述の機会を付与することとするか
- (4) 請求理由の追加・変更に関する規律を設けるか
- (5) 事実の取調べについての請求権を付与することとするか
- (6) 事実の取調べ後の意見陳述の機会を付与することとするか
- (9) 審理を公開することとするか

#### 9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

- (1) 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか

(2) 再審開始決定があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか

11 再審請求審又は再審公判における被害者参加

(1) 再審請求審における被害者参加を認めることとするか

(2) 再審公判における被害者参加に関する規定を改めることとするか

12 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い

○ 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱いに関する規律を設けることとするか

14 その他

以上

## 二巡目の議論を踏まえた、意見の集約に向けた試案

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

幹事 田岡 直博

### 1 再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・

#### 謄写（検討資料第1）

##### （1）再審請求審における閲覧・謄写に関する規律を設けるか

○ 議員立法（衆法第61号）第444条の4、第444条の5及び第444条の6に賛成する。

○ 証拠開示の方法は、直接開示型とする（議員立法第444条の4第3項）。

※ 現行法上、裁判所は、事実取調べの準備行為として、検察官に命じて、検察官の保管する証拠を取り寄せることができる（裁判所提出型）。また、裁判所は、訴訟指揮権（手続指揮権）に基づき、検察官に命じて、検察官の保管する証拠を弁護人に閲覧謄写させるように命じることもできる（直接開示型）。両者は矛盾するものではないから、裁判所提出型のみに限定する理由はない（『逐条実務刑事訴訟法』1216頁参照）。

※ 裁判所提出型とする場合でも、証拠の取寄せは、事実取調べの準備行為であるから、裁判所は、取り寄せた証拠の全てを取り調べる必要はなく、必要性及び相当性が認められる証拠のみを取り調べれば足りる。

○ 「再審の請求の理由に関連すると認められる」証拠開示命令については、裁判所は検察官に対し、証拠開示を命じなければならない旨の規定（義務規定）とする（議員立法第444条の4）。

※ 裁判所には、検察官の保管する証拠を取り寄せる権限及び弁護人に閲覧謄写させるように命じることができる権限があることを前提に、一定の範囲の証拠について、取寄せ又は開示を義務付ける規定を設ける趣旨である。

※ 「再審の請求の理由に関連すると認められる」とは、再審請求理由によらず関連しない証拠については請求による開示命令の対象から除外する趣旨にすぎず、再審請求理由に直接・間接に関連すると認められる証拠であれば、広くその対象とし得るものとする（議連の令和7年11月14日付け「再審

法改正にかかる要望」参照)。

- ※ 「再審の請求の理由と開示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性の程度その他の開示の必要性」とは、「当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性」(裁判所にとっての必要性)ではなく、「再審請求人等に対する開示の必要性」(再審請求人にとっての必要性)をいう。
- ※ 類型証拠開示の規定を設ける提案(日弁連改正案第445条の10第1項)にはこだわらない。ただし、平成16年改正刑訴法施行以前には証拠開示制度はなかったのであるから、仮に確定審において公判前整理手続等に付され、証拠開示が行われていれば開示されたであろう証拠(類型証拠及び主張関連証拠)については、「再審請求人等に対する開示の必要性」の判断の際に参考にすべきであると考える(門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題——デュープロセスの観点から」『原田國男判示退官記念論文集 新しい時代の刑事裁判』159頁参照)。

- 義務規定とは別に、裁判所は検察官に対し、証拠開示を命じることができる旨の規定(権限規定・裁量規定)を設ける(議員立法第444条の5)。

- ※ 裁判所は、検察官の保管する証拠を取り寄せる権限及び弁護人に閲覧・謄写させるように命じることができる権限があることを明確にする趣旨である。
- ※ 裁判所が職権により裁量的に証拠開示を命じる場合にはそもそも対象となる証拠の範囲には特段の制限はなく、開示の必要性・相当性があると認められる場合には、証拠開示命令の対象とし得るものとする(議連の令和7年1月14日付け「再審法改正にかかる要望」参照)。

- 送致書類等目録(事件の送致に関する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、送致された書類及び証拠物に関し、その標目、品名等を記録したもの)を対象とする(議員立法第444条の4)。

- ※ 送致書類等目録を閲覧・謄写の対象とすることにより、検察官の保管する証拠の存否及び範囲を明確にする趣旨である。

- 検察官が保管する証拠に限らず、「公務員が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠(検察官以外の公務員が保管するものにあっては、検察官が入手することができるものに限る)」を対象とする(議員立法第444条の

4)。

※ 再審請求手続に関与する検察官は、保管検察官その他の公務員から証拠を取り寄せて開示する義務を負うことになる。

**(2) 再審請求審における検察官による証拠の一覧表の提出に関する規律を設けるか**

※ 送致書類等目録を証拠開示の対象に含めるのであれば、検察官保管証拠一覧表（日弁連改正案第445条の9）の制度にはこだわらない。

**(3) 再審請求の準備段階における閲覧・謄写に関する規律を設けるか**

- 裁判所不提出記録については、刑事確定訴訟記録法に、1・(5)のとおり記録事務規程第23条及び第24条と同様の規定を設けることを前提に、「保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、裁判所不提出記録を閲覧させるものとする。」旨の規定を設ける。
- 押収物（証拠品）については、1・(5)のとおり刑事訴訟法に保管・保存の規定を設けることを前提に、「保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、押収物を閲覧させるものとする。」旨規定を設ける。

※ 裁判所不提出記録及び押収物（証拠品）の閲覧・謄写は、刑事訴訟法第47条ただし書により保管検察官の裁量に委ねられていること（最三小決平成16年5月25日民集58巻5号1135頁、最三小決平成31年1月22日民集73巻1号39頁参照）を前提に、閲覧・謄写の規定を設ける趣旨である。

※ 閲覧・謄写の範囲は、平成20年11月19日付の法務省刑事局長通知（法務省刑総第1595号）を参考にすることが考えられる。

**(4) 再審請求審において閲覧・謄写した証拠の目的外使用を禁止するか**

※ 裁判所提出型とする場合には、目的外使用禁止の規定を設ける必要はない。

※ なお、被害者のプライバシー等の保護のため、裁判所が取り寄せた記録の閲覧・謄写について、少年審判規則第7条を参考にした規定を設けることは考えられる。

**(5) 裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理に関する規律を設けるか**

- 裁判所不提出記録については、日弁連改正案第444条の2と同様に、刑事確定訴訟記録法に、記録事務規程第23条及び第24条と同様の規定を設ける。

※ 記録事務規程は内規（法務大臣訓令）に過ぎないため、刑事確定訴訟記録法に規定を設ける趣旨である。

- 証拠品は、日弁連改正案444条の2のように保管期間を一律に6か月とするのではなく、還付対象証拠物も対象に、刑事訴訟法に証拠品事務規程第88条ないし第90条と同様の規定を定めた上で、日弁連改正案第444条の3のように、再審保存の手続（刑事確定訴訟記録法第3条）と同様の規定を設ける。

その上で、還付対象証拠物については、日弁連改正案第444条の3及び第444条の4のように、所有者等の意見を聞いて、還付の可否を判断する規定を設ける。

※ 記録事務規程は内規（法務大臣訓令）である上、還付対象証拠物の保管・保存に関する規定がないため、還付対象証拠物も対象にした規定を設ける趣旨である。

#### (6) 証拠物の証拠価値の保全・鑑定に関する規律を設けるか

- 日弁連改正案第445条の12の規定を設けることに賛成する。

※ 証拠品事務規程は内規（法務大臣訓令）である上、第2条は努力義務に過ぎないため、刑事訴訟法に規定を設ける趣旨である。

#### 2 再審開始決定に対する不服申立て（検討資料第2）

- 議員立法（衆法第61号）第450条の2に賛成する。

#### 3 再審請求審における裁判官の除斥・忌避（検討資料第3）

- 議員立法（衆法第61号）第20条第8号に賛成する。

#### 4 再審開始事由（検討資料に記載なし）

##### (1) 刑事訴訟法第435条第6号の規定を改めるか

- 刑事訴訟法第435条第6号を「新たな証拠が発見され、それ単独で、又は他の  
全証拠と総合して判断したときに、有罪の言い渡しを受けた者に対して無罪

若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除若しくは公訴棄却の判決又は決定を言い渡し、又は必要的な刑の減輕若しくは原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべきとき。」と改める（下線部分）。

※ ドイツ及び台湾の立法例を参考に、新証拠及び他の全証拠の総合評価によることを明確にする趣旨である（4(2)及び(3)と合わせた提案である。）。

### （2）死刑判決について、量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とするか

○ 刑事訴訟法第435条第6号を「新たな証拠が発見され、それ単独で、又は他の全証拠と総合して判断したときに、有罪の言い渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除若しくは公訴棄却の判決又は決定を言い渡し、又は必要的な刑の減輕若しくは原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべきとき。」と改める（下線部分）。

※ 刑の必要的減輕事由を認めるべき新証拠を発見したときを再審開始事由とする趣旨である（4(1)及び(3)と合わせた提案である。）。

### （3）手続の憲法違反を再審開始事由とするか

○ 刑事訴訟法435条に「判決に影響を及ぼすべき憲法違反があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき」旨の規定を設ける。

※ 刑事訴訟法411条1号を参考に、「判決に影響を及ぼすべき」憲法違反であつて、「著しく正義に反すると認めるとき」を再審開始事由とする趣旨である。

○ 刑事訴訟法第435条第6号を「新たな証拠が発見され、それ単独で、又は他の全証拠と総合して判断したときに、有罪の言い渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除若しくは公訴棄却の判決又は決定を言い渡し、又は必要的な刑の減輕若しくは原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき証拠を、新たに発見したとき。」と改める（下線部分）。

※ 控訴棄却の判決又は決定を言い渡すべき新証拠を発見したときを再審開始事由とする趣旨である（4(1)及び(2)と合わせた提案である。）。

**(4) 刑事訴訟法第437条の規定を改めるか**

- 刑事訴訟法第437条ただし書の文言を「但し、公訴が提起された場合において、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。」と改める（下線部分）。

※ 檢察官が不起訴処分としたために確定判決を得ることができないときに、確定判決に代わる証明を認める趣旨である。

**5 再審請求事件の管轄裁判所（検討資料に記載なし）**

（意見なし）

**6 再審請求権者の範囲（検討資料に記載なし）**

（意見なし）

**7 弁護人による援助（検討資料に記載なし）****(1) 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度を創設するか**

- 再審請求審段階は、日弁連改正案第440条2項に賛成する。
- 再審請求の準備段階は、別途、総合法律支援法に（刑事）法律扶助の規定を設ける。

**(2) 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律を設けるか**

- 日弁連改正案第440条8項（刑事訴訟法第39条の準用）に賛成する。

※ 刑事訴訟法440条に、別途、再審請求人等と弁護人等との接見交通権に関する規定を設けることも考えられる。

**8 再審請求の審理に関するその他の手続規定（検討資料第4）****(1) 本格的な審理を要しない事案について、迅速な処理を可能とする規律を設けるか**

- 日弁連改正案第445条第1項に賛成する。

※ 家事事件手続法68条と同様に「再審の請求が不適法であるとき又は再審の請

求に理由がないことが明らかなとき」を除き、期日を開くことを義務付ける趣旨である。

※ 原判決の謄本及び新証拠の提出ない場合でも、請求を棄却するのではなく、猶予期間を定めて補正を促すべきである（国選弁護制度を設けるか、裁判所又は刑事施設の長による代書（刑訴規則297条参照）の規定を設けるべきである。）。

また、新証拠が再審請求人の手元にない場合には、裁判所に記録の取寄せや証人尋問、あるいは証拠開示を申し出る形で、再審請求をすることも一律に不適法とすべきではない（東京高決昭和30年9月1日高等裁判所刑事判例集8巻6号875頁、逐条解説実務刑事訴訟法1207頁参照）。

**(2) 期日指定に関する規律を設けるか**

**(3) 請求理由についての陳述の機会を付与することとするか**

**(6) 事実の取調べ後の意見陳述の機会を付与することとするか**

- 刑事訴訟法に、刑訴規則第286条と同様の規定を設けた上で、「前項の意見の聴取は、口頭弁論を経なければならない。」旨の規定を設ける。

※ 刑事訴訟法に刑訴規則286条と同様の規定を設けて、意見の聴取を義務付けた上で、刑事訴訟法349条の2第2項を参考に、意見の聴取を口頭弁論（期日）において行うことを義務付ける趣旨である（家事事件手続法第68条2項参照）。

なお、刑事訴訟法第349条の2第2項は、請求があったときに限定しているが、再審請求手続においては、再審請求人は再審の請求をしているから、請求があったときに限定する理由はない。仮に請求があった場合に限定する場合には、刑事訴訟規則222条の7と同様に、口頭弁論請求権の告知が必要になると考えられる。

- 日弁連改正案第445条の2第2項に賛成する。

※ 刑事訴訟法第316条の9と同様に、再審請求人の期日出席権を保障する旨の規定を設ける趣旨である。

- 日弁連改正案第445条の8に賛成する。

※ 家事事件手続法第69条と同様に、事実取調べへの立会権を保障する趣旨

である。

**(4) 請求理由の追加・変更に関する規律を設けるか**

(意見なし)

**(5) 事実の取調べについての請求権を付与することとするか**

- 日弁連改正案第445条の7条1項に賛成である。
- その上で、「裁判所は、事実の取調べをした場合には、これを再審請求人、弁護人及び検察官に通知しなければならない。」旨の規定を設ける。

※ 家事事件手続法第63条、第70条を参考に、事実取調べをしたときは、再審請求人、弁護人及び検察官に通知することを義務付ける趣旨である。

**(7) 手続の受継を認めることとするか**

- 日弁連改正案第439条の2第1項に賛成する。

※ 受継の期間は、6か月より短い期間とすることが考えられる（家事事件手続法45条の受継の期間（1か月）よりは長い期間にすることが考えられる。）。

**(8) 審理の終結及び決定日を告知することとするか**

- 日弁連改正案第445条の15及び第445条の16に賛成する。

※ 家事事件手続法第71条ただし書と同様に、再審請求人が立ち会うことができる期日においては、審理終結宣言ができるとすることは考えられる。

**(9) 審理を公開することとするか**

- 刑事訴訟法に、刑訴規則第286条と同様の規定を設けた上で、「前項の意見の聴取は、口頭弁論を経なければならない。」旨の規定を設ける。

※ 8(2)の期日を開く場合を再審請求人の請求があったときに限る場合には、刑事訴訟法第349条の2第2項を参考に、「再審請求人の請求があるときは、口頭弁論を経なければならない」旨の規律を設けることが考えられる。

**9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止（検討資料第5）****(1) 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか**

- 「再審の請求の理由について疎明があり、かつ、刑の執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判があるまで、決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる」旨の規定を設ける。

※ 刑の執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることが疎明された場合に刑の執行停止を命じることができる規定ができるのであれば、死刑事件の場合に刑の執行停止を義務付ける提案（日弁連改正案第442条第3項）にはこだわらない。

**(2) 再審開始決定があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか**

（意見なし）

**10 再審請求に係る決定に対する不服申立期間（検討資料第6）**

- 刑事訴訟法第450条に第2項「第四百二十二条の規定にかかわらず、前項の即時抗告の提起期間は十四日とする。」を加える。

※ 再審開始決定に対する不服申立てを認めない場合には、「第448条第1項の決定に対する即時抗告」の期間を定める必要はない。

**11 再審請求審又は再審公判における被害者参加（検討資料に記載なし）**

（意見なし）

**12 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い（検討資料に記載なし）**

- 「刑事訴訟法第435条第6号の規定による再審開始の決定が確定した事件については、裁判所は、公判期日において、職権で、新たに発見された証拠を取り調べなければならない。但し、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない証拠については、この限りでない。」旨の規定を設ける。

※ 6号再審の場合に限って、新証拠を取り調べることを義務付ける趣旨であ

る。

- 「前項の場合、再審開始決定をした裁判所が引き続き再審公判の審理をはじめときは、請求人以外の者の再審請求審における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、刑事訴訟法321条1項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができます。」旨の規定を設ける。

※ 再審請求審と再審公判が連続した場合、請求審は公判準備的なものと考えられ、同一の事実認定権者の前での供述であることから伝聞法則の適用除外を認める趣旨である。なお、それ以外の場合でも、個別具体的な事案において、検察官が新証拠を不同意とすることが信義則ないし禁反言の原則に違反とすると評価される場合がある。

### 13 再審請求手続に関する費用補償制度（検討資料第7）

- 日弁連改正案第188条の7及び第188条の8に賛成する。